

## 石油パイプライン事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 石油パイプラインの事故詳報の報告  
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第36条第1項  
          ・ 石油パイプラインの事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令第10条第2項  
手続対象者 : 石油パイプライン事業者  
提出時期 : 事故が発生した日から起算して30日以内  
提出方法 : 郵送または持参  
手数料 : 無し  
添付書類・部数 : -  
申請書様式 : 石油パイプライン事故詳報（詳細は提出先に問い合わせのこと）  
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局  
          貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、総務省消防庁危険物保安室  
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと  
相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : -  
標準処理期間 : -  
不服申立方法 : -